令和２年度　第１回大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　令和２年7月31日（金）14時～15時

■場　所　　大阪府男女共同参画・青少年センター５階　視聴覚スタジオ

■出席者　　江口委員、おきた委員、草島委員、坂上委員、佐藤委員、曽我部委員、角田委員、徳永委員、徳村委員、豊田委員、橋本委員（会長）、八山委員、三宅委員、茂木委員、山森委員、吉岡委員（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから令和２年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本会議におきましては、新型コロナウイルス感染症感染防止のために、座席の間隔を空け、入り口を開放して換気するなど、いわゆる３密の回避とともに、マスク着用としております。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、武田青少年・地域安全室長からご挨拶申し上げます。

青少年・地域安全室長　　本日はお忙しい中、令和２年度第１回青少年健全育成審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。大阪府青少年・地域安全室長の武田でございます。皆様には日頃から大阪府の青少年健全育成の推進に当たり、ご尽力、ご協力賜り誠にありがとうございます。また、本審議会の委員にご就任賜り、重ねてお礼申し上げます。

本日の審議会でございますが、審議会の会長の選任並びに部会委員の指名などを行っていただいた後、青少年課から、２点ご説明、ご報告をさせていただきます。

１点目は平成30年度並びに令和元年度の２年にわたりまして当審議会に特別部会を設けましてご議論、ご提言をいただきました「青少年を取り巻く有害環境への対応についての提言と府の取組」をご説明させていただきます。

２点目は、今年６月に兵庫県宝塚市で発生いたしましたクロスボウによる家族殺傷事件を受けまして、本府並びに他府県での青少年健全育成条例等による有害玩具刃物類の指定状況など、現状について、ご報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、円滑な会議運営に努めてまいりたいと考えておりますが、少しお時間をいただきますこと、どうぞお許しください。今後とも、審議会委員の皆様には、審議会等を通じまして、忌たんのないご意見を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局　　本審議会の委員の総数ですが、25人で、本日ご出席の委員は16名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。本審議会につきましては、平成23年度６月28日の審議会での決定どおり基本的には公開し、審議事項に個人情報等を扱う場合については非公開とします。

本日出席の委員の皆様のご紹介は、時間の都合上、お配りしております委員名簿及び配席表で替えさせていただきます。

なお、６月の前委員の任期満了に伴いまして、委員の改選がありました。それに伴い今年度より、社会政策の観点から大城委員、子ども若者支援の観点から上村委員、児童福祉の観点から角田委員、刑法の観点から豊田委員、教育の観点から橋本委員、そして大阪府議会からはおきた委員、坂上委員、徳村委員、三宅委員の皆様に、新たに加わっていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入る前に、本日の議題、会議の流れについて説明させていただきます。次第に記載の通り、本日はその他を除きまして4つの議題を設けております。

一つ目は会長の選任でございます。本審議会は６月に前委員の任期が終わっており、再任も含めて皆様新たな任期が始まっております。そのために現在は会長不在となっておりまして、本日は新たな任期が始まって初めての会議でございますので、互選による会長選任をお願いします。

二つ目は会長代理、部会長及び部会に属する委員の指名でございます。これも同じ理由で会長代理が不在となっており、部会長及び部会に属する委員も指名されていない状態ですので、いずれも会長からのご指名をお願いいたします。

三つ目につきましては、平成30年度及び令和元年度の審議会の提言及び府の取組でございます。一昨年度、昨年度と２回、「青少年を取り巻く有害環境への対応」につきまして、本審議会から提言をいただいております。その概要と府の取組を説明させていただきます。

四つ目はクロスボウ（ボウガン）の現状でございます。本年６月に兵庫県宝塚市でクロスボウを使用した家族殺傷事件がありました。犯人は、青少年健全育成条例で規定する青少年ではございませんでしたが、判断能力が未熟とされている青少年への販売等を規制することの要否について現在大阪府で検討しているところでございます。青少年への販売実態調査等を現在行っており、その経過と内容を事務局から説明させていただきます。

それでは議題に入りたいと思います。まず議題（１）の本審議会の会長の選任でございますが、会長は審議会規則第４条第１項の規定により、委員の互選によってこれを定めることになっております。お手元に委員名簿をお配りしておりますが、会長のご推薦はございますでしょうか。

委　員　　恐れ入ります、前会長と同じ、教育分野の識見を有し、広く青少年問題造詣が深い橋本委員にお願いしてはどうでしょうか。

事務局　　ありがとうございます。ただいま橋本委員を会長にとのご意見をいただきました。いかがでしょうか。

（異議なし）

「異議なし」ということでございますので、橋本委員に会長をお願いしたいと存じます。では、審議会規則第５条第１項の規定により、会長が議長を務めていただくこととなっておりますので、以降につきましては、橋本会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。それでは、橋本会長、よろしくお願いいたします。

会　長　　では、皆様のご協力を得ながら審議会を運営していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、議題（２）の会長代理、それから、部会長及び部会に属する委員の指名に移りたいと思います。会長代理は審議会規則第４条第３項の規定により会長が指名することとなっております。会長代理につきましては、前期から引き続き本審議会の委員をお務めいただいています、曽我部委員にお願いしたいと存じます。曽我部委員、よろしいでしょうか。

委　員　　はい。よろしくお願いします。

会　長　　では、よろしくお願いいたします。

次に、常設部会に属していただく委員について、審議会規則第６条第３項に基づき審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点で、私から指名させていただきます。

まず第１部会ですが、この部会は有害図書類の指定に関する事項を審議していただく部会です。学識経験者からは、精神医学、情報リテラシー、刑法、教育の専門分野、関係業界からは図書類を発行販売されている団体、青少年の関係団体からは、保護者の代表としてのご意見を頂戴したいと思います。そういった観点から、学識経験者として、大久保圭策委員、竹内和雄委員、豊田兼彦委員、と私、関係業界団体からは、二村知子委員、伊藤廣幸委員、青少年関係からは幸俊威委員にお願いしたいと考えています。部会長は竹内和雄委員にお願いしたいと存じます。

次に第２部会です。有害な玩具刃物類の指定に関する事項を審議していただきますので、学識経験者から、犯罪心理、法律、教育の専門分野、関係業界から玩具刃物類を取り扱っておられる団体、それから青少年関係団体のご意見をいただきたいと思います。学識経験者から、茂木洋委員、八山真由子委員、と私、関係業界から、辻元達夫委員、青少年関係団体からは、石橋寿惠夫委員にお願いしたいと存じます。部会長は八山真由子委員にお願いしたいと存じます。

次に第３部会です。この部会は有害役務営業の停止命令に関する事項を審議していただきますので、学識経験者から、法律、教育の専門分野のご意見を頂戴したいと思いますので、豊田兼彦委員、八山真由子委員、曽我部真裕委員にお願いしたいと存じます。私も教育の観点から参加します。部会長は豊田兼彦委員にお願いしたいと存じます。

最後に第４部会ですが、子どもの性的虐待の記録に関する事項を審議していただきますので、学識経験者から、社会政策、児童福祉、刑法、法律、教育の専門分野、関係業界から、出版団体及び電気通信事業者として青少年の携帯電話利用の環境整備に取り組まれている団体のご意見を頂戴したいと思いますので、学識経験者から、大城亜水委員、角田雄三委員、豊田兼彦委員、八山真由子委員、と私、出版業界から、山森利之委員、電気通信事業者からは、江口研一委員にお願いしたいと存じます。部会長は豊田兼彦委員にお願いしたいと存じます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「平成30年度及び令和元年度の青少年健全育成審議会の提言及び府の取組について」です。では、事務局から説明をお願いします。

事務局　　資料１「平成30年度及び令和元年度青少年健全育成審議会提言及び府の取組について」及び参考資料１「青少年を取り巻く有害環境への対応について（令和元年度提言）～コミュニティサイト等に起因した青少年の性的搾取等への対応～」について説明

会　長　　それでは、事務局の説明にご意見やご質問をいただきたいと思います。

委　員　　２点質問ですが、１点目は資料１の１ページに「スマホ所持率は、６年間で急増し」とありますが、小学校４年生、小学校６年生、中学校１年生、小学校３年生ですごく伸びていますよね。小学生、中学生の所持率が高くなった理由が、分かるなら教えてほしいということと、２点目は、資料１の８ページのとおり自画撮り被害防止のための規制として青少年に対して児童ポルノを要求する行為は禁止という条例が施行されていますよね。施行後の規定が適用された事例があるかどうか教えてください。

事務局　　１点目のスマートフォンの所持率につきましては、格安スマホの普及等、青少年がスマホを持ちやすい環境ができたこと、また固定電話を設置しない家庭が増えたことがあると考えております。２点目の、条例改正の自画撮り被害の防止のための規制につきましては、昨年度検挙事例がありました。新聞報道によると１件で、加害者は青少年でした。

委　員　　小学校や中学校でスマホ所持についてのルールが変わったことはないでしょうか。

事務局　　平成30年の大阪北部地震がきっかけに、府教育委員会でスマートフォン等の学校への持込みについて議論され、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が示されました。

会　長　　他の委員から何かご意見、ご質問はございますか。

（意見なし）

では私から質問がございます。教育啓発の観点から、資料１の６ページにありますターゲティング啓発は効果があるのではないかと期待しています。それ以外にも、資料１の７ページにあるように、府ではOSAKAスマホサミットなどさまざまな教育啓発に取り組んでこられたと思います。定量的なものでなくてもいいのですが、これらの取組みについて何か現場の声をお聞きになっているでしょうか。

事務局　　OSAKAスマホサミットにつきましては、資料に記載している通り、子ども達がワークショップを重ねながらスマホの適切な使用法について自ら考え、年に１回、通常12月ぐらいに発表させていただきます。大阪府では小中高校生にスマホの使い方についてアンケートをとっており、その結果を基にワークショップでどのような対策をしたらいいかを考え、スマホサミットで発表します。本日もＰＴＡの方にも委員として来ていただいていますけども、スマホサミットの発表で、保護者の方と子どもとの意見交換の場を設けています。例えば子どもからは「対面では相談しにくいけど、SNS上では相談しやすい」といった意見が出たり、大人からも「そういうふうに子どもがスマホを使ってることを心配している」など、お互いの思いを伝え合うことで分かり合える機会になっています。大阪府では、OSAKAスマホサミットで子どもたちが発表した内容や、各学校が取り組んでいるネットリテラシー教育の事例を教材にして発信しております。定量的な調査はしておりませんが、今年度もこの事業を実施しますので、効果検証していきたいと思っております。

会　長　　ありがとうございました。それでは次の議題に移りたいと思います。次は「クロスボウの現状等について」、事務局からご説明をお願いします。

事務局　　資料２「クロスボウ（ボウガン）の現状等について」及び参考資料２－１「府青少年健全育成条例第16条第1項の指定」、参考資料２－２「都道府県におけるクロスボウ（ボウガン）の有害玩具等指定状況」について説明

会　長　　事務局の説明についてご意見やご質問をいただきたいと思います。

委　員　　条例でクロスボウを有害玩具として指定すると、販売を禁止できるのは大阪府内の事業者だけなのでしょうか。

事務局　　大阪では、実店舗でのクロスボウの販売が確認されていませんので他の有害玩具10種類も含めて、インターネット販売により府外の業者が府内の青少年に販売した場合の条例の適用について、関係各所に相談し、どのように規制の範囲を考えるかということを調査しております。また近隣府県にも意見も聞きながら整理していきたいと考えています。

会　長　　他にご意見ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは次に進めさせていただきます。クロスボウの有害玩具刃物類への指定については、府において引き続き検討していくとのことですが、知事から審議会に対して諮問が行われるのであれば、新型コロナウイルスの感染状況などから、審議会を書面開催とさせていただこうと思います。皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

有害な玩具刃物類については、第２部会でご議論いただくことになりますが、第２部会委員の皆様におかれましては、どうかよろしくお願いします。なお、答申については、大阪府青少年審議会規則第６条第８項の規定により、第２部会において決議した答申をもって、審議会において決議した答申とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それではその他の事項について何かございますか。特にないようでしたら、その他参考資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　　参考資料「大阪府子ども総合計画後期計画の概要」、「令和元年度 事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集」の説明

会　長　　ありがとうございました。質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

それでは本日の審議を終了とさせていただきます。皆さまありがとうございました。

事務局　　橋本会長、審議会の進行をしていただきありがとうございました。委員の皆様方にもご意見を賜りましてありがとうございました。それではこれをもちまして、令和２年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。